

議案第 6 6 号

令和 7 年度 亀山市 下水道事業会計 剰余金の処分及び決算の認定について

令和 7 年度 亀山市 下水道事業会計 未処分利益剰余金 26, 110, 065 円のうち、15, 526, 329 円を減債積立金に積み立て、10, 583, 736 円を資本金へ組み入れるものとし、併せて令和 7 年度 亀山市 下水道事業会計決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

令和 7 年度 亀山市 下水道事業会計決算書及び決算審査意見書

提案理由

剰余金の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求め、決算について同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。